

答申 個第9号

平成26年7月11日

相模原市長 加山俊夫 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

保有個人情報開示（一部開示）決定処分に関する諮問について（答申）

平成25年11月14日付FNo.0・4・6により諮問のありました事案  
について、別紙のとおり答申します。

以上

## 1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成25年9月24日付け児相第25-1号により相模原市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）については、非開示と決定した部分については開示すべきである。

## 2 異議申立ての経緯

- (1) 平成25年9月12日付けで、異議申立人は、相模原市個人情報保護条例（平成16年相模原市条例第23号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、「平成24年〇月〇日、私が、私の子〇〇について相談をした帰りの車での出来事について、私が児童相談所に電話した内容が載った書類」について保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) 実施機関は、開示請求に係る公文書を「異議申立人の子、〇〇氏についての経過記録（平成24年〇月〇日 時刻〇時〇分）」と特定し、このうち、「支援する児童に関する内容」を、「支援する児童に関する内容を開示することは、児童の今後の成長や将来的な利益に相反し、支援業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼす恐れがあるため（条例第16条第5号オ）」に該当するとの理由で一部開示とし、平成25年9月24日付けで本件処分を行い、異議申立人に保有個人情報開示（一部開示）決定通知書を送付した。
- (3) 平成25年10月28日付けで、異議申立人は、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立てを行ったので、実施機関は、同年11月14日、当審査会に対し、条例第44条の規定に基づき諮問を行った。

## 3 異議申立人の異議申立ての趣旨及び理由

異議申立人は、異議申立書及び平成25年10月28日付け意見書において、おおむね次のように主張している。

### (1) 趣旨

非開示と決定した部分を開示して欲しい。

### (2) 理由

子は現在〇〇区に住民票があり、相模原市で支援を受ける権利は既がない。そのため、非開示の理由は当方の事案には的はずれの感が否めない。児童相談所職員は、「開示することは、今後の子の不利益になる」ということを強調していた。しかしながら、条例第16条第5号には、支

援を受ける側を対象とした条例文は一切見当たらず、「相模原市職員の不利益になる」との解釈が妥当であると当方は考える。児童相談所職員の非開示説明は、条例第16条第5号とは関連がないと思われる。また、当方の開示請求目的は、児童相談所職員の「当該事務又は事業の適正さ」を糾弾、追求するものではない。児童相談所の業務の性質に鑑みてもなお、開示されるべきものであると考える。

#### 4 実施機関による異議申立てに係る処分を行った理由及び説明

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 対象となっている保有個人情報について  
異議申立人の子、〇〇氏についての経過記録  
(平成24年〇月〇日 時刻〇時〇分)

(2) 非開示とした部分

請求書対象文書に記載されている保有個人情報のうち、支援する児童に関する内容

(3) 非開示とした理由について

児童相談所が行う相談援助事務は、児童の今後の成長や将来的利益を守ることが目的としている。非開示とした部分は、支援する児童に関する内容であり、両親の児童に対する評価に関わるものであることから、児童に告知されていない、又は告知されていたとしてもその事実が受け入れられていない可能性がある。

これを開示することで、児童相談所が行う相談援助事務を行うにあたり、本来の児童相談所が行う相談援助事務の目的である児童の今後の成長や将来的な利益に相反することとなり、親子間の葛藤が複雑となるなど、相談援助事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、条例第16条第5号オに該当する。

#### 5 審査会の判断

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、児童相談所が行う相談援助事務を行うにあたり、相談経過を時系列に記録したものである。

(2) 条例第16条第5号オ(事務事業の実施に関する情報)該当性について  
ア 本号オの趣旨及び解釈

条例第16条第5号は、原則開示の例外として、「市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれがあるもの」は非開示と定めるもので、アからエまでの規定において例示する具体的に列挙された事務の情報のほか、オにおいて「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」がある情報を非開示とすることを定めたものである。この場合において、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかにより判断するものである。

#### イ 当審査会の判断について

本件対象文書を見分したところ、異議申立人が実施機関に対して発言した部分が非開示とされている。

実施機関は、本件非開示部分を開示することで相談援助事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第16条第5号オに該当するものとして非開示としたものだが、実施機関からはその根拠を「児童の今後の成長や将来的な利益に相反する」また、「親子間の葛藤が複雑となる」と主張するのみで、実質的な「支障」や法的保護に値する「おそれ」などについての明確な立証がなされなかった。また、当審査会が本件事案を調査審議する中でも、その根拠は見出せなかった。

したがって、本件非開示部分は開示するべきである。

#### (3) 結論

以上の点から、当審査会は、実施機関が非開示とした部分については、開示とすることが妥当であると判断する。

### 6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成25年11月14日	実施機関からの諮問
12月5日	実施機関からの理由説明書を受理
平成26年2月28日	審議

4月 4日	審議 実施機関からの意見聴取
5月23日	審議
6月27日	審議

第1部会委員 西澤 宗英  
橋本 慎一  
齊藤 愛